

平成 年 月 日

様

保育園

伝染性疾患について（お願い）

弥彦村保育園の運営規則に「伝染性又は他人の嫌う疾患がある時は、登園を停止し又はこれを退園させることができる。」とあります。

下記のような病気にかかった場合は、完全に治るまで休ませてください。

なお、登園する時は、医師の証明を必ずもらって来てください。

病名

	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		伝染性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス）
	咽頭結膜熱（プール熱）		伝染性眼疾患（結膜炎）
	インフルエンザ		風疹（三日はしか）
	水痘（水ぼうそう）		百日ぜき
	麻疹（はしか）		その他
	溶連菌感染症（しょうこう熱）		

治癒証明書

園児名 _____

上記園児の（ ）は治癒し、伝染の恐れのないことを証明します。

平成 年 月 日

医師名

印

保育園園長 様